

子メーター事案を踏まえた点検の実施について

車検の有効期限が過ぎた状態で、県の公用車を運行させていた事例等が発生したことを受け、平成27年度に、県が事業者として対応する必要がある法令に定めのある届出、報告、点検等について、所属ごとにリスト化し、年一回、適正に行われているか確認をお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、計量法の規定する有効期間を超過した「子メーター」を使用している施設があり、また、同法に係る規定は各所属においてリスト化されていませんでした。

こうしたことを踏まえ、「県が事業者として遵守すべき法令等」について、以下のスケジュールで点検を行いますので、御協力をお願いします。

【スケジュール】

- ① 3月13日～3月25日：共有点検リストの作成に係る全所属照会
- ② 3月26日～4月8日：①の結果を踏まえ、共有点検リストの作成（人事課）
- ③ 4月9日～4月22日：共有点検リストに基づき各所属で点検作業

施設管理における法令遵守の徹底について

■県有施設点検マニュアルによる注意喚起について（行政経営企画室）

建築物および当該建築物に付属する土地および設備（一般会計所管）を対象とする本マニュアルについて、施設管理における法令遵守の徹底を図るため、今回の事案および上記調査の結果を踏まえ、法令に基づいて行うべき機器の交換等について追記し、注意喚起することとします。

また、追記したマニュアルについては、対象施設以外へも周知し、共有を図ることとします。